

# くらしの最低保障引下げに NO!

2014 年8月4日&lt;第1号&gt;

～生活保護基準違憲訴訟の勝利をめざして～

発行:生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 &lt;連絡先&gt;埼玉総合法律事務所内 TEL048(862)0355



「生活保護基準引下げ違憲訴訟」

原告団：25 人

弁護団：18 人

相手方：国，埼玉県，さいたま市  
ら7市事件名：生活保護基準引下げ違憲  
処分取消等請求事件

昨年8月に断行された生活保護費の基準引下げに対し、県内に住む25人が提訴に立ち上がりました。8月1日、原告・弁護団、支援者60名を越す人たちが集結し、横断幕を携えさいたま地方裁判所へ。午前11時に訴状を提出しました。

その後、埼玉弁護士会館3階に会場を移し記者会見が行われました。中山福二弁護団長より「訴状が受理された。憲法25条に定める『健康で文化的な最低限度の生活』がそもそも維持できていたのか、今回の切下げでどう悪くなったのかを問うていく」と確認。「朝日訴訟は『人間裁判』と呼ばれたが今回の裁判も『人間裁判』。全国と連帯し、勝利の日まで手を携えていこう」と呼びかけました。

記者会見に臨んだ原告の30代女性は「稼働年齢の者が生活保護を利用するには事情があることを知って欲しい。精神疾患があり自助会に関心があるが、交通費など躊躇してしまう」、今後も切下げが予定されるが「誰かが亡くなってからでは遅い」と語りました。見沼区の佐藤晃一さんは、「生活保護を受給するしか生きていく術

がなかった。バッシング報道があり、根拠のない切下げが行われどんどん追い詰められている感がする。国民の問題として考えてもらえたら」と訴えました。見沼区の浜田道子さんは、夫の眠る墓を手放そうとしたことや、美容院に行かず自分で散髪するようになったことなど明かし「77歳になり、最後まで見届けていけるか。長い裁判かもしれないが、若い人たちが勇気を持てるような世の中にしたい」と話しました。

記者会見後に行なわれた集会では、原告、弁護団、支援者含め会場はいっぱいになりました。

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」の中で中心的役割を担ってきた支援3団体（埼玉県生活と健康を守る会連合会、反貧困ネットワーク埼玉、きょうされん埼玉支部）のあいさつの後、原告が1人ずつマイクを握り裁判に対する質問や、この裁判にかける思いを語り合いました。

「自分1人じゃない。25人の原告でまとまっていこう」「皆と最後までがんばりたい」…たくさんの仲間がいることが、原告の力になっていることが強く感じられた会となりました。

**< 提訴までのプロセス >**

\* 昨年 8 月から始まった生活保護基準引下げに対し、「これ以上どうやって暮らしていったらいいのか」という切実な声があがっています。生存権を脅かす、根拠のない引下げを断行する国のあり方に対しゆるやかなネットワークをつくり、この問題に取り組んできました。

2013 年 8 月 1 日 1 回目の基準引下げ実施，生活保護受給世帯の約 96% で受給額が減少

2013 年 9 月 17 日 「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」（弁護士，司法書士，団体，個人）  
76 世帯が集団審査請求申立

2013 年 9 月 20 日 「埼玉県生活と健康を守る会連合会」集団審査請求申立

\* 全国 10,654 件（2013 年 9 月末）の審査請求，埼玉 369 件

\* 「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」随時開催

「埼玉県生活と健康を守る会連合会」「反貧困ネットワーク埼玉」「きょうされん埼玉支部」などの団体が参加し，情報交換，行政手続等の支援，集会企画等取り組む

2013 年 10 月 埼玉県へ口頭意見陳述

2013 年 12 月 国へ再審査請求

2014 年 2 月 国へ口頭意見陳述

2014 年 2 月 25 日 佐賀県で訴訟提起（原告 14 人）

2014 年 3 月 21 日 「くらしの最低保障引き下げに NO！」集会開催（於：さいたま共済会館）

2014 年 4 月 1 日 2 回目の基準引下げ実施

2014 年 5 月 14 日 2 回目の基準引下げに対し集団審査請求申立

2014 年 5 月 15 日 熊本県で訴訟提起（原告 30 人）

2014 年 7 月 19 日 「くらしの最低保障引き下げに NO！」集会<第 2 弾>開催（於：埼玉教育会館）

2014 年 7 月 31 日 愛知県で訴訟提起（原告 16 人）

2014 年 8 月 1 日 埼玉県（原告 25 人），三重県（原告 27 人）で訴訟提起

\* 以降，原告，弁護団による会議を開催

\* 「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」開催，支援を強めていく

**「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」入会のお誘い**

昨年 8 月，生活保護基準が引き下げられました。2015 年 4 月まで 3 回に渡り，最大で 10% の削減が予定されています。生活保護基準は，最低賃金や年金，就学援助など多岐の制度と連動しています。そうした重要な「暮らしのものさし」が私たちの目の届かない場所で，合理的な根拠なく決められ，国民の暮らしが脅かされる事態を，何とか押し留めようと訴訟に立ち上がった人たちがいます。我が国の「健康で文化的な最低限度の生活」を問うこの訴訟の勝利をめざし，多くの人たちとつながり，原告を支援し，運動の輪を広げていきたいと会を組織しました。この活動はほとんど手弁当での取り組みですが，集会や広報等継続していくための費用がどうしても必要となります。会員の輪を広げ長く応援して下さるよう呼びかけています。どうぞよろしくお願ひいたします。